

証明書の発行と創業に関する支援について

1. 証明書の交付対象者について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた次の①又は②に該当する者を証明書の交付対象とする。

① 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

(2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定する。

2. 特定創業支援等事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度について

(1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

産業競争力強化法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市町村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することができる。

① 会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は、以下のとおりとする。

(a) 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

(b) 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人

※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外。

② 登録免許税の軽減措置の内容は、以下のとおりとする。

(a) 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免される（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免される）。

(b) 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免される。

(2) 創業関連保証の特例について

特定創業支援等事業により支援を受けた者については、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することができる。

※なお、創業関連保証の特例を利用できる対象者は、創業を行おうとする者、事業を営んでいない個人が利用できる。

(3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することができる。

※なお、新創業融資制度は、創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が利用できる。

- (4) 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて
特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。

3. 証明書の交付について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の者が各特例の対象になるため、証明書に有効期限を設ける。なお、有効期限は下記の①②③のうち一番早い日付で設定する。
- ① 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日
 - ② 令和4年3月31日
 - ③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日